

お役立ち 人事労務情報（たまにケイリもあるかも？）

# ひばり通信

No.43  
2015年7月号



アロドラ人事労務サポートオフィス(社会保険労務士事務所) 代表 下中理栄子  
shimonakari@allodola-sr.com http://allodola-sr.com  
ケイリエール合同会社(給料計算、経理・記帳代行//人事労務ご相談・コンサルティング)  
k.shimonaka@keiryell.co.jp http://keiryell.co.jp ↓ 8月より横浜に移転します。  
東京都中央区東日本橋 3-3-5-306 Tel: 03-4455-7912 FAX: 03-6701-7416

ひばり通信をお届けします。何かお役に立てましたら幸いです。ご感想やご質問などもお気軽にお寄せください。

## トピックス

## マイナンバー制度のスタートに備えて①



公平・公正な社会の実現、手続きの簡素化による国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が実施されます。

各企業（民間事業者）におかれましても、税や社会保険の手続きのため、従業員やその扶養家族のマイナンバー（個人番号）を取り扱うこととなりますので、対応は必至です。

マイナンバー制度の実施に伴う注意点などをお伝えいたします。今回は、①と②に分けております。まずは、制度の基本を、今一度確認しておきましょう。

## マイナンバー制度の基本

### ●マイナンバーとは？

国民1人ひとりが持つことになる12桁の番号のことです。

※ マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されません。

### ●自己のマイナンバーは、いつ、どのように知るのか？

平成27年10月から、住民票を有するすべての人に、1人に1つのマイナンバーが通知されます。

※ 市町村から、住民票の住所に、書留郵便にて、マイナンバーの通知が送られます。

### ●個人番号カードが交付されます

マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明やさまざまなサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。

※ 個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。



### ●マイナンバーが必要となるのは？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

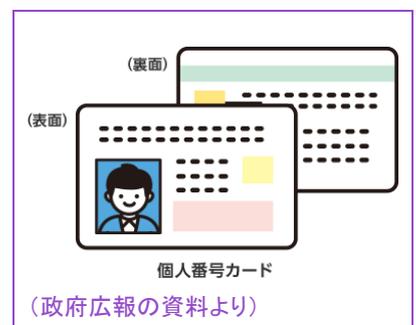
### ●マイナンバー制度の根拠法令は？

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(略称:番号法)」に基づいて実施されます。

※ 番号法は、平成25年5月31日公布され、本格実施に向けて準備が進められてきました。

※ 「マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏れいするのではないか」とか、「他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか」といった不安は誰もが抱くところです。そこで、番号法では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなどの保護措置を規定しています。

また、違反に対する罰則も規定しています。違反行為者が従業員（マイナンバーを取り扱う事務担当者等）であった場合、企業にも罰金刑を科す両罰規定も設けられています。



# マイナンバー制度のスタートに備えて②

①に引き続き、②で、は企業における注意点などを確認しておきます。

## マイナンバー制度／企業が個人番号を取り扱う上での注意点など

### <マイナンバー制度の大まかなスケジュール>

平成 27 年 10 月→国民への個人番号の通知の開始（法人企業には、法人番号の通知の開始）
平成 28 年 1 月→国民への個人番号カードの交付の開始 →順次、個人番号の利用の開始 ・ 社会保険関係（雇用保険関係の提出書類には、平成 28 年 1 月提出分から、健康保険・厚生年金保険関係の提出書類には、平成 29 年 1 月提出分から、個人番号を記載） ・ 所得税関係（平成 28 年の所得に対応する書類から、個人番号を記載）
平成 29 年 1 月以降→国の機関の間での情報連携などを順次開始



### <企業が個人番号を取り扱う上での注意点>

各企業は、社会保険と税の手続きのため、従業員やその扶養家族の個人番号(マイナンバー)を収集することになります。個人番号を取り扱う上での注意点を大まかに分類すると、次のとおりです。

①取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者による個人番号の取得は、法律で定められた税と社会保険の手続に使用することを目的とする場合のみ可能。それ以外の目的(顧客管理など)で取得することはできない。</li> <li>・取得時の本人確認にもルールがある(他人のなりすまし等を防止)。</li> </ul>
②利用・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得と同様に、法律で定められた税と社会保険の手続に使用する場合を除き、個人番号を利用・提供することはできない。</li> </ul>
③保管・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含む個人情報、必要がある場合だけ保管が認められる。</li> <li>・必要がなくなったら、個人番号を廃棄又は削除する必要がある。</li> </ul>
④安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者は、個人番号を含む個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、法令等のルールに従って、安全管理措置を講じなければならない。</li> <li>③情報の漏えいなどについて、法令上の罰則もあります。</li> </ul>

### <必要な準備>

- 社内研修・教育の実施
- 個人番号を適正に取り扱うための社内規程づくり(基本方針、取扱規程の策定)
- マイナンバー制度に対応したシステム開発や改修(人事、給与、会計システム等が対応できるかを確認)
- 個人番号を含む個人情報の安全管理措置の検討(担当者・部署などの明確化、漏えい防止、アクセス制限などについて検討) など

### お仕事 カレンダー 7月

7/10

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出
- 労働保険概算・確定保険料申告書の提出
- 労働保険料の納付
- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付、特例源泉徴収税の納付(1月～6月分)

7/31

- 労働者死傷病報告書の提出
- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 所得税の予定納税額の納付
- 5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告
- 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

## 平成 27 年の熱中症予防対策も万全に！

厚生労働省は、平成 26 年の「職場での熱中症による死傷災害の発生状況」を取りまとめ、公表しました。この結果を踏まえて、平成 27 年の職場における熱中症予防対策にも万全を期すよう、通達を発出するなど呼びかけています。概要をみておきましょう。



### 熱中症予防対策のポイント

#### <平成 26 年状況>

昨年（平成 26 年）の職場での熱中症による死傷者（死亡・休業 4 日以上）は 423 人、うち死亡者は 12 人となっています。近年の熱中症による死傷者は、猛暑だった平成 22 年の後も、毎年 400～500 人台で高止まりの状態にあります。

業種別に死傷者をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しています。

平成 26 年に熱中症で死亡した 12 人の状況を見ると、WBGT 値\*の測定を行っていなかった（11 人）、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった（10 人）、定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった（8 人）、健康診断を行っていなかった（7 人）など、基本的な対策が取られていなかったことが分かります。

\*WBGT 値とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数のことです。

#### <平成 27 年の熱中症予防対策>

今年の夏は、気温が平年並みか平年より高くなることが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。

厚生労働省は、平成 27 年の職場における熱中症予防対策については、平成 26 年に死傷災害が多く発生している建設業と建設現場に付随して行う警備業、製造業を重点業種として実施することとしています。

#### <屋内業務でも要注意／事務所の室内温度について>

事務所の室温について、事務所衛生基準規則第 5 条第 3 項により、事務所に空気調和設備を設けている場合は、室温が 28 度以下になるよう努めなければならないとされています。

自主的に節電を実施する場合でも、これを目安に温度設定をすることが無難でしょう。

**業種を問わず、少なくとも、次の熱中症予防の基本はおさえておきましょう。**

- 水分・塩分補給⇒こまめな水分・塩分の補給を心がけるように指導しましょう。  
注. 高齢者や障害者の方には特に注意が必要です！
- 熱中症になりにくい室内環境⇒室温が上がりにくい環境を確保しましょう。  
こまめな換気、遮光カーテン・すだれの活用、散水などが効果的（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください）。  
注. 決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。
- 体調に合わせた対策⇒通気性の良い衣服、吸湿・速乾の衣服を着用するように指導しましょう。  
必要に応じて、保冷剤、氷、冷たいタオル等を使用し、体を冷却するように心がけることも指導しましょう。
- 外出時の準備⇒帽子の着用、日傘や日陰の利用、こまめな休憩等、暑さを避ける工夫をするように指導しましょう。

あとがき：梅雨も明け、いよいよ夏到来。本当に熱中症には注意です。新国立競技場は迷走しているようですね。不備を認めてごめんなさいも大切だと思うのですが責任ははずこ…ご自愛くださいませ。下中

#### 代表：下中 理栄子（社長の“プライマリ”パートナー）プロフィール

創業したばかりの会社や、規模の小さい会社の社長のパートナー。「はじめての雇用」を軸に、会社の成長をサポートする。20 年以上の経理・管理経験で、トータルなアドバイスも行う。

経理が好き過ぎて、経理・会計を受ける会社も設立。モットーは「いつも笑顔とホスピタリティー」

子供の頃から歌が好きで、本気で歌手を目指していたという経験を持つ。

事務所&会社名の由来…アロドラとは、イタリア語で「ひばり」のことです。歌が好きなことと、事業主様と一緒に高く翔きたいという思いも込めています。

会社名の「ケイリエール」は、経理を応援するというイメージ。「利を得る」の意味もあります。